

坂の丘公苑墓地



現在工事を行っている樹木葬墓所の整備箇所。
海や街並みが一望できる場所です。

今後のスケジュール予定

- 10月下旬 工事完成
11月 現地見学会開催
11月下旬 申請開始（町民優先）

樹木葬墓所・合葬墓について

- 白糠町が永代にわたり管理します。
- 公営墓地なので、宗教や宗派に関係なく利用できます。
- 白糠町で供養は行いません。供養を希望される方は自分で手配してください。
- 白糠町で納骨は行いません。業者等に納骨を依頼される方は自分で手配してください。
- 冬期間（12月～3月）の納骨はできません。
- 焼骨を骨壺等から出して直接埋蔵する形式です。
- 使用許可決定後、納めた使用料は原則返金できません。
- 故人の思い出の品や副葬品、ペットの遺骨などを埋蔵することはできません。
- 焼香・献花・御供の設備は用意していません。
- 墓碑等の改築・改造はできません。
- 改葬により墓地の使用を必要としなくなったときは、原形に復して返還しなくてはなりません（合葬墓を除く）。

樹木葬墓所および合葬墓

町が管理する
お墓を整備します

樹木葬墓所および合葬墓
の相談を受け付けます



背景

- ①町内に住所を有したことのない方が生前、町内に住所を有したことのない方の焼骨を埋葬する場合は、右記使用料の5割増しとなります。
②使用する権利を得るものではありません。
③樹木葬墓所から合葬墓へ改葬した時点で、樹木葬墓所の使用权は取り消となります。



墓所名	使用料
樹木葬墓所	1区画 250,000円 ※合葬墓への改葬費用を含みます
合葬墓	1体 15,000円 ※改葬の場合は1件の上限5万円

使用料（町民料金）

町が管理する内容

申請

- 工事完成後、現地を確認していただき、11月下旬から町民を優先した申請の受け付けを開始する予定です。
詳細につきましては「広報しらぬか」などで改めてお知らせします。
- ①樹木葬墓所から合葬墓への改葬
②樹木葬墓所の樹木の管理
③樹木葬墓所に設置するプレートの作製および設置
④草刈り（年3回程度）
⑤清掃（年3回程度）

- 樹木葬墓所および合葬墓に関するお問い合わせは、町民サービス課生活環境係☎212171（内線517・518）まで。

樹木葬墓所

樹木葬とは、墓石の代わりに樹木などをシンボルとするお墓のことです。

本町の樹木葬墓所は中央に「ハマナス」を植樹した周囲に焼骨を納めるもので、従来のように大きな墓石を設げず埋蔵する新しい形を実現した墓所です。

①全部で165区画を整備します。

②1区画」と（0・82平方メートル）に設けた収骨室におおむね4～5体程度の焼骨を埋蔵することができます。

③許可となつた日から原則33年後に合葬墓へ改葬いたします。

坂の丘公苑墓地の樹木葬墓所と合葬墓は、まちのシンボルである「太陽の手」のもとに位置し、ふるさと白糠町の街並みと広大な太平洋が一望できる自然豊かな場所で整備を進めており、訪れる方に気持ち良くお参りしていただけます。

なお、樹木葬墓所と合葬墓を整備している公営墓地は全国的にもわずかしかありません。

合葬墓とは、複数の方の遺骨を共同で供養するためのお墓のことです。合葬墓は、利用しやすい料金設定としているので「経済的にお墓を建てるのが難しい」という方にもご利用いただけます。

①町職員の立会いのもと納骨していただきます。

※原則、平日8時30分～17時00分

②納骨後の焼骨は返還できません。